別紙2

情報通信審議会 情報通信技術分科会
IPネットワーク設備委員会

－モバイル網固定電話の技術的条件－

報告

・

情報通信審議会 電気通信事業政策部会

－電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方－

最終答申

令和８年４月

情報通信審議会 情報通信技術分科会

IPネットワーク設備委員会

・

情報通信審議会 電気通信事業政策部会

目次

Ⅰ　検討事項 2
Ⅱ　作業班等の構成 2
Ⅲ　検討経過 2
Ⅳ　検討結果 4
第1章　報告に向けた検討の経緯 4
第2章 モバイル網固定電話の技術的条件等 6
2.1 モバイル網固定電話の概要 6
2.2 モバイル網固定電話の技術的条件 6
2.3 モバイル網固定電話に係る電気通信番号制度 16
第3章 今後の対応 19
[参考]電気通信設備に関する現行制度等 20
別表1　モバイル網固定電話作業班 構成員 25
別表2　電気通信番号政策委員会 構成員 26

Ⅰ　検討事項

情報通信審議会情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会では、平成 17 年 11 月より、情報通信審議会諮問第 2020 号「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」（平成 17 年 10 月 31 日諮問）について検討を行っている。また、情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会では、令和７年６月より、情報通信審議会諮問第 1241 号「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」（令和７年６月 17 日諮問）について検討を行っている。

本報告書は、携帯電話事業者が現在提供している、モバイル網を活用した固定電話（以下「モバイル網固定電話」という。）に係るサービスを新たにユニバーサルサービスに位置付けるにあたり、「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち、モバイル網固定電話に求められる技術的条件について、また、「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」のうち、モバイル網固定電話に適用される電気通信番号制度上の要件について、令和７年９月から令和８年２月にかけて開催した IP ネットワーク設備委員会モバイル網固定電話の技術的条件に関する検討作業班（第１回～第４回）及び電気通信番号政策委員会（第 44 回、第 46 回、第 47 回）における検討結果を取りまとめたものである。

Ⅱ　作業班等の構成

IP ネットワーク設備委員会の下に、モバイル網固定電話の技術的条件に関する検討作業班（以下「モバイル網固定電話作業班」という。）を設置し、「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」について検討を行った。モバイル網固定電話作業班の構成は、別表１のとおりである。

「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」については、電気通信番号政策委員会において検討を行った。電気通信番号政策委員会の構成は、別表２のとおりである。

Ⅲ　検討経過

これまで、モバイル網固定電話作業班（第１回～第４回）及び電気通信番号政策委員会（第 44 回、第 46 回、第 47 回）を開催して検討を行い、「モバイル網固定電話の技術的条件」及び「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について報告書を取りまとめた。

(1) モバイル網固定電話作業班及び電気通信番号政策委員会での検討

① 第１回モバイル網固定電話作業班・第 44 回電気通信番号政策委員会合同会合（令和７年９月 30 日）

現在提供しているモバイル網固定電話のサービス実態や技術仕様等について、NTT

株式会社・NTT 東日本株式会社・NTT 西日本株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社からの説明を受け、意見交換を行った。

② 第2回モバイル網固定電話作業班・第 46 回電気通信番号政策委員会合同会合（令和7年 11 月 14 日）

「モバイル網固定電話の技術的条件」について、以下の項目毎に論点整理を行った。

論点①：責任分界点

論点②：通信品質

論点③：緊急通報における機能

論点④：損壊・故障対策等の設備規律

「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について、モバイル網固定電話に係る電気通信番号制度に関して、固定端末系伝送路設備の一端の設置要件について論点整理を行った。

③ 第3回モバイル網固定電話作業班（令和7年 12 月 23 日）

「モバイル網固定電話の技術的条件」について、通信品質に関する具体的な基準値の検討を行った。

④ 第4回モバイル網固定電話作業班・第 47 回電気通信番号政策委員会合同会合（令和8年2月3日）

「モバイル網固定電話の技術的条件」について、モバイル網固定電話作業班報告（案）の検討を行い、IP ネットワーク設備委員会に報告することとした。

「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について、電気通信番号政策委員会報告（案）の検討を行い、電気通信事業政策部会に報告することとした。

Ⅳ　検討結果

第１章　報告に向けた検討の経緯

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 62 号）により創設された基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度は、平成 19 年１月から電話のユニバーサルサービス交付金制度の運用を開始し、それ以降、社会経済情勢や技術革新などの環境変化を捉え、総務省において、累次の審議会答申等を踏まえて、適時適切にその在り方を見直している。

情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申（令和７年２月３日。以下「最終答申」という）では、モバイル網を活用したサービスの登場等により複数の電気通信事業者による効率的なモバイル網固定電話の提供が可能となっていること等を踏まえ、モバイル網固定電話を新たにユニバーサルサービスに位置付けることが適当とされた。

ユニバーサルサービス政策委員会（第 41 回、令和７年７月 18 日）においても、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置づけるに当たり、技術基準の具体的な検討を進めることが適当とされたことに伴い、IP ネットワーク設備委員会の作業班において集中的な議論を行い、検討結果を取りまとめることとした。

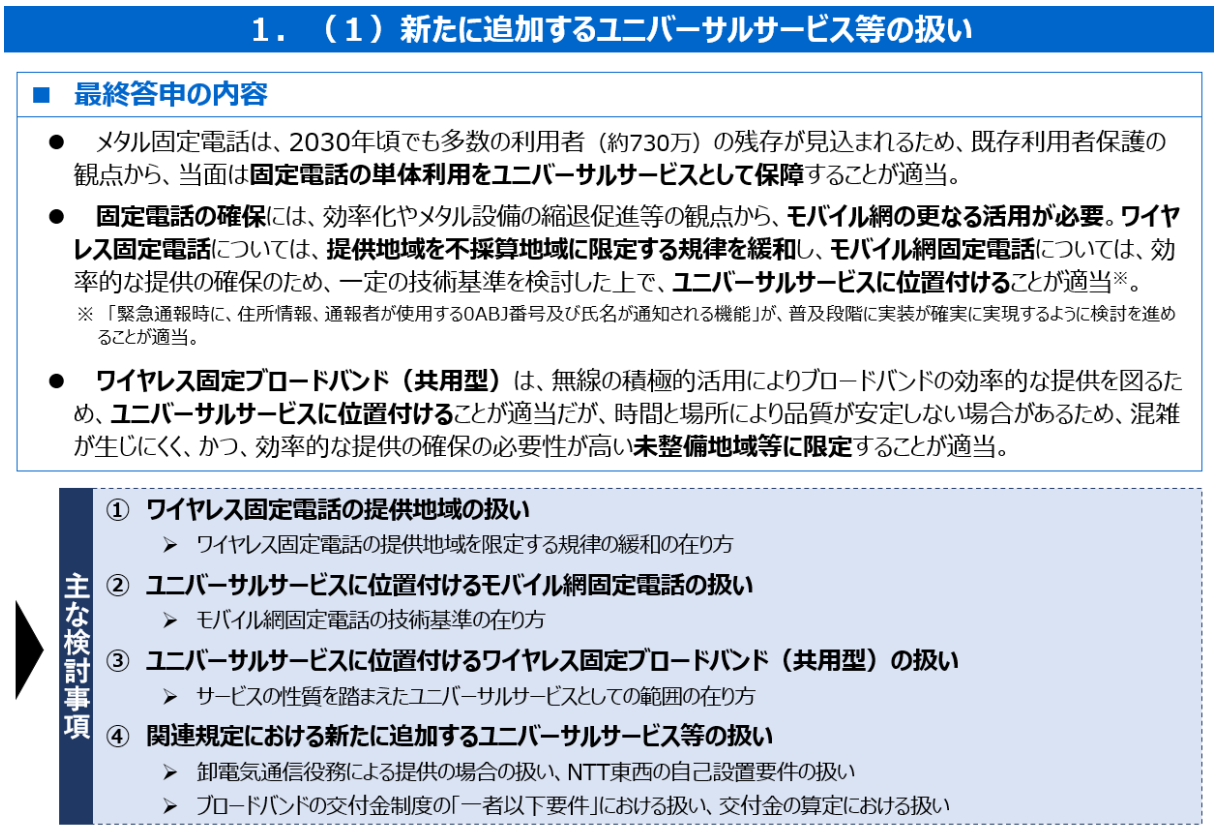


図　１　ユニバーサルサービス政策委員会（第 41 回）配布資料より抜粋①

また、ユニバーサルサービス政策委員会（第 42 回、令和7年8月7日）において、現在提供されている携帯電話網を活用した固定電話サービスに適用される電気通信番号制度上の規律（固定端末系伝送路設備の一端の番号区画内への設置要件）について、緩和の要望が事業者からなされたことに伴い、電気通信番号政策委員会において議論を行い、検討結果を取りまとめることとした。

モバイル網固定電話　固定端末系伝送路の設置要件について

- モバイル網固定電話を電話転送役務から区別してユニバーサルサービスとして位置付ける際には、当社homeでんわにおいて、**TAにて行う位置測位により、地理的識別性を担保可能であることを踏まえ、「番号区画内への固定端末系伝送路設備の一端の設置」を要件とせず、サービス利用場所に対応した0ABJ番号の使用を可能とする検討※を要望いたします**

※同様の方法で地理的識別性を確保しているワイヤレス固定電話について、本要件の適用はなく、サービス利用場所に対応した0ABJ番号を使用可能

【homeでんわの現状】

提供区域	• 電気通信番号計画（総務省告示）における、電話転送役務に係る「番号区画内への固定端末系伝送路設備の一端の設置」要件を満たす区域に限定し、サービスを提供しています
地理的識別性の担保	• **電話転送役務に係る契約時の確認事項に加え、サービス提供にあたりTAにて位置測位を行うことで、サービス利用場所を制限しています**

- 位置測位を活用した地理的識別性担保を前提に、「番号区画内への固定端末系伝送路設備の一端の設置」を要件とせず、モバイル網固定電話の提供エリアが拡大可能となることにより、より円滑かつ効率的にユニバーサルサービスが提供可能と考えます

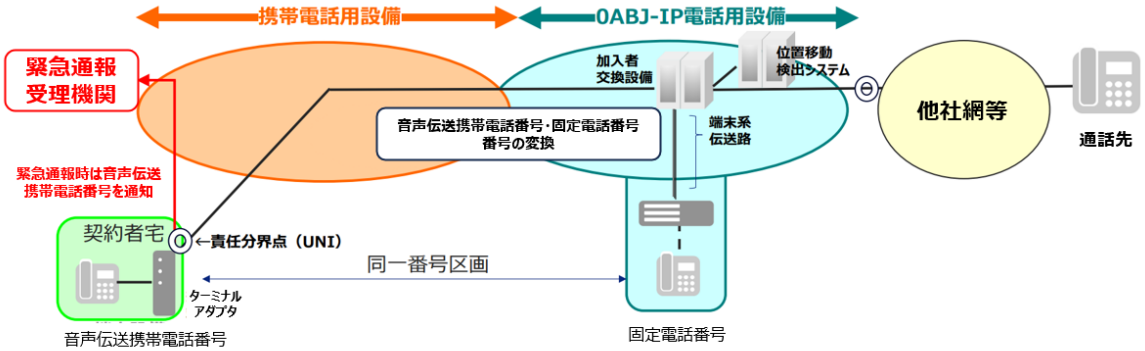
図 2 ユニバーサルサービス政策委員会（第 42 回）配布資料より抜粋①

第2章 モバイル網固定電話の技術的条件等

2.1 モバイル網固定電話の概要

現在、モバイル網を活用した固定電話については複数の携帯電話事業者が電話転送役務として比較的低廉な料金にて提供を行っている。ユニバーサルサービスとして位置付けられるモバイル網固定電話の技術的条件や電気通信番号制度を検討するに当たり、以下の方法で提供されている現行の電話サービスを前提とした。

- 既存の携帯電話網及び固定電話網を活用し、転送により固定電話番号にて発着信する（電話転送役務に該当）。
- 利用者宅にターミナルアダプタ（TA）を設置し、従来型の固定電話端末を接続して利用できる。TA の位置情報を確認することで、固定電話番号の地理的識別性を担保する。
- 緊急通報は携帯電話網を通して音声伝送携帯電話番号にて発着信する。
- ファクシミリによる送受信が行える。



出典：モバイル網固定電話作業班（第1回）・電気通信番号政策委員会（第44回）合同会合（令和7年９月30日）資料１－４より抜粋し一部編集したもの。

図 3 モバイル網を活用した固定電話のイメージ

2.2 モバイル網固定電話の技術的条件

ユニバーサルサービス政策委員会（第 41 回、令和7年7月 18 日）において、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置づけるに当たり、モバイル網固定電話の技術的条件については以下の点を留意しつつ検討するように示された。

- 現在、携帯電話事業者により提供されているモバイル網を活用した固定電話は、比較的低廉な固定的な電話サービスであり、その品質や機能についてメタル固定電話と差異があるものの、通常の利用に支障を来さないものとして受容されている。
- メタル固定電話や携帯電話などの技術基準や緊急通報として求めている基準等を参照しながらも、

  ① 従来のメタル固定電話並のサービス水準が必要不可欠とまでは受け止められていないこと

  ② 本サービスが各社の創意工夫によって比較的低廉に既に提供されているサービスであること

③ ユニバーサルサービスとして求められる要件（不可欠性、低廉性、利用可能性）に沿った技術基準とする必要があること

上記留意点を踏まえて、ユニバーサルサービスに位置付けられたモバイル網固定電話の技術基準について検討を行い、（1）責任分界点、（2）通信品質（総合品質）、（3）通信品質（接続品質等）、（4）緊急通報における機能及び（5）損壊・故障対策等の設備規律について整理した。

モバイル網固定電話の技術的条件の検討について

● モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けるに当たり、以下の基本的な考え方を踏まえ、技術基準の具体的な検討を進めることとしてはどうか。

1．従来、電話のユニバーサルサービスとして、NTT東西にあまねく日本全国における提供を確保することが義務付けられてきた**メタル固定電話**については、現在、その**契約数が減少し続けており**、また、その提供に用いられる**メタル回線設備が2035年頃に維持限界**を迎え、縮退が予定されている。このため、残存する**メタル固定電話の利用者の移行先を確保することが必要**となり、その**移行先としては**、メタル固定電話を提供できない場合の代替手段であり、同等の品質等を有する**光回線電話**や**ワイヤレス固定電話がその候補**となり得る。

2．他方、電話のサービスを巡っては、携帯電話や通話アプリなどの普及に見られるように、ユニバーサルサービスとして利用が保障されるアナログ固定電話よりも、**低廉な料金のサービスの利用が進み、その品質や機能が広く国民に受容**されているところであり、従来の**メタル固定電話並のサービス水準の維持は必要不可欠とまでは捉えられていない**と考えられる。

3．こうした中、「**モバイル網固定電話**」は、MNOがモバイル網を利用した比較的**低廉な固定的な電話サービス**であり、現行制度ではその技術基準は存在せずその品質や機能についてはメタル固定電話とは差異があるものの、**通常の利用に支障を来さないものとして広く国民に受容**されているものであることに鑑み、情報通信審議会において、メタル回線設備の縮退後の移行先の１つとして、**ユニバーサルサービスに位置付けることが適当と整理**されたものである。

4．今後、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスとして位置付けるに当たっては個別に技術基準を策定する必要があるが、その際、メタル固定電話や携帯電話などの技術基準や緊急通報として求めている基準等も参照しながらも、
①従来の**メタル固定電話並のサービス水準が必要不可欠なものとして受け止められていない**ことや、
②本サービスが各社の創意工夫によって**比較的低廉に既に提供されているサービス**であること、さらには、
③緊急通報受理機関側の事情等も勘案し、ユニバーサルサービスとしての三要件である**不可欠性、低廉性及び利用可能性にも沿った技術基準となるよう検討を進める必要**がある。

5．なお、類似の携帯電話網を利用するワイヤレス固定電話については、当初、本サービスは不採算地域におけるメタル固定電話の代替手段として認められたものであり、技術基準もその前提で策定されたものであるところ、今後も引き続きNTT東西によってワイヤレス固定電話が提供されることや、同者から技術基準の見直しの要望がないことも踏まえ、その技術基準の維持について確認することが適当である。

図 4 ユニバーサルサービス政策委員会（第 41 回）配布資料より抜粋②

（1）責任分界点

① 論点

現在、携帯電話事業者により提供されているモバイル網を活用した固定電話では、TA は、端末設備（利用者資産）として扱われている。他方で、ワイヤレス固定電話では、TA は事業用電気通信設備（事業者資産）として扱われている。

このような現行のサービス実態を踏まえて、ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話について、どのように責任分界点を整理すべきか。

② 構成員からの意見

（事業者）

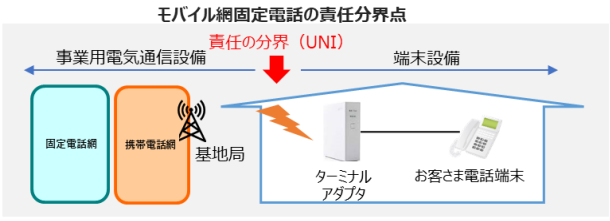
➢　現行のサービスと同様の整理を希望。

③　方向性

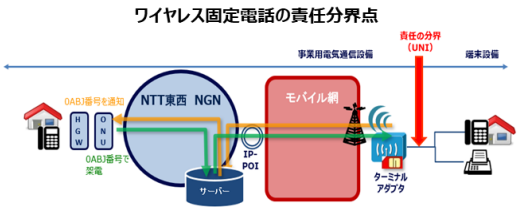
現在提供されているサービスでは、専用 TA を各社がそれぞれ用意し、利用者が購入、ないしレンタルする形となっている。TA は利用者自らが容易に設置できるものとなっており、TA を端末設備として扱った場合でも利用者の大きな負担にはならず、利用者がワイヤレス固定電話を利用する場合との差異を感じることは特にないものと考えられる。

仮に TA を事業用電気通信設備とした場合には、防護措置や電源設備等の規定が適用されるため、提供事業者の運用方法等の変更が必要となる可能性がある。

これらを踏まえ、ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話については、TA を端末設備（利用者資産）として扱い、責任分界点は基地局と TA の間にあるものと整理することが適当である。



出典：モバイル網固定電話作業班（第1回）・電気通信番号政策委員会（第44回）合同会合（令和7年９月30日）資料１－４より抜粋し一部編集したもの。



出典：ワイヤレス固定電話に関する技術検討作業班 （令和2年6月12日）資料ワ１－３より抜粋し一部編集したもの。

図 ５　モバイル網固定電話及びワイヤレス固定電話の責任分界点

論点（2）では通信品質の規定である総合品質について、構成員意見やユニバーサルサービスに求められる要件などから、基準値や規定の在り方について検討した。

（2）通信品質（総合品質）

①　論点

固定電話（アナログ電話を除く）や携帯電話における通話に関して共通的に用いられる品質規定としては、総合品質（呼を疎通する端末設備同士間での音声伝送に係る品質）があり、各電話の特性に応じて、端末設備相互間の平均遅延や R 値、POLQA 値が規定されている。

現在、携帯電話事業者により提供されているモバイル網を活用した固定電話は、固定電話網と携帯電話網を活用した電話転送役務として位置付けられている。設備規律としては、固定電話網及び携帯電話網の各区間について総合品質の規定がかかっているが、両区間をまたいで端末設備間を捉えた規定はない。他方で、番号規律としては、電話転送役務を提供する場合、端末設備間での特定総合品質を満たすことの確認※が求められている。

※ただし、転送区間に使用する電気通信設備について自己確認が行われているときは、総合品質の確認を改めて行う必要はない。

具体的には、KDDI 及びソフトバンクが提供するモバイル網を活用した固定電話については、携帯電話区間は自主基準、固定電話区間は平均遅延の基準が適用されている。NTT ドコモが提供するサービスは、050IP 電話相当の総合品質（R 値 50、端

末設備相互間の平均遅延 400 ミリ秒未満）に準拠している。また、既にユニバーサルサービスとして位置付けられているワイヤレス固定電話では平均遅延および POLQA 値を品質基準として規定している。

このような現状も踏まえつつ、ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話の総合品質については、どのような基準とすべきか。

② 構成員からの意見

（事業者）

- 携帯電話と同様、自主基準とすることを要望。
- 050IP 電話相当（平均遅延 400 ミリ秒未満）の品質までとすることを要望。
- 現行より高い基準が求められる場合、対応のための追加の開発コスト等が相当程度発生する可能性がある。

③ ユニバーサルサービスとして求められる要件

現在 MNO 各社が提供しているモバイル網を活用した固定電話は、既に一定規模のユーザに利用されており、基本的には現行の品質が受容されているものと考えられる。現行サービス以上の高水準の品質を求めることは、そのための追加開発コストが利用料金に転嫁されたり、利用地域に制約が発生したりすることで、ユニバーサルサービスの要件としての「低廉性」 や「利用可能性」に影響する可能性がある。

他方、現行の品質水準に特に問題があるとの認識はないものの、今後モバイル網固定電話が更に普及した場合においても、ユニバーサルサービスとして一定の品質を継続的に担保することは必要と考えられる。

総合品質の指標及び基準値について検討にあたっては、これらの点にも留意が必要である。

④ 品質の指標について

現在、050IP 電話や電話転送役務において用いられる特定総合品質は、R 値と遅延にて規定されているが、

- 携帯電話網における品質評価方法としては、POLQA が国際的にも標準であること
- R 値は遅延も含め多くのパラメータに依存するが、POLQA と遅延は品質支配要因として独立性があること
- ワイヤレス固定電話において、品質評価指標として、遅延と POLQA を用いていること

に鑑み、モバイル網固定電話においても遅延と POLQA を指標とするのが適当である。

⑤ 基準値の設定について

- 遅延及び POLQA の基準値を設定するにあたっては、従来の固定電話並みの品質水準を求めることは必ずしも必要ではないものの、自由会話に支障がない範囲であることが重要である。他の音声サービスの規定ぶり及びモバイル網を活用した固定電話として提供されているサービスの現状も考慮し、検討することが適当である。
- 品質を規定する「エンド・ツー・エンド」の区間として、ワイヤレス固定電話の検討の際には、ワイヤレス固定電話が「ごく限られたエリアで用いられる」ことを考慮し、ワイヤレス固定電話端末と固定電話端末との通話をエンド・ツー・エンドの標準的なモデルとして採用した。あわせて、ワイヤレス固定電話端末同士の通話品質についても注視していくこととし、自主基準を定めて総務省に届け、実効上の値についても総務省に報告することが適当とされた。
- モバイル網を活用した固定電話については、提供エリアは特に限定されておらず、すでに一定数の利用者がいることから、前述と同様の事由をもって区間の一端を固定電話端末とすることは適当ではないと考えられる。したがって、モバイル網固定電話端末同士の通信を標準的なモデルとすることを念頭におき、遅延等の発生する技術的要因も考慮しつつ、規定の在り方を具体化することが適当である。

⑥ 遅延等の技術的要因について

- モバイル網を活用した固定電話における遅延の技術的要因として、音声コーデックが挙げられる。特に、モバイル網区間と固定網区間とでコーデックが異なる場合、これらの変換を複数回行うことが必要となり、相応の遅延が発生する。また、TA でのコーデック処理にも一定の時間を要している。これらのために、特定総合品質の遅延（400ms 未満）を超過する場合がある。
- TA の処理能力を高めて遅延を抑えることも技術的には考えうるが、現在の電話転送方式のサービスが各社の工夫により廉価に提供されていること、また、遅延の超過自体も、非常に大きいとまでは言えず、現行サービスの受容度合も考えると、ユニバーサルサービスへの指定に際しコストをかけて処理能力の改善を求めることは必ずしも妥当ではないと考えられる。
- POLQA については、特に無線区間において電波状況や他トラヒックの影響を受ける状況が一定生じることが想定される。音声品質を安定的に確保するための技術的手法として VoLTE などがあるが、そのような技術の採用と遅延の発生の間に一定程度のトレードオフがあることも考慮に入れるべきである。

⑦ 基準値の設定

（ア）考え方

モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに指定するにあたり、一定の品質を担保するため、自主基準とはせず、具体的な基準値を定めることが必要である。ただし、同電話サービスが多様な手法により品質とコストのバランスを取って提供されている現状に鑑み、総合品質の規定ぶりには柔軟性を持たせることが考えられる。

（イ）POLQA

ワイヤレス固定電話の品質の検討の際、ITU-T 勧告 G.107 に基づき、R 値 70 に相当する MOS 値 3.6 を POLQA の基準値とした。050IP 電話等に適用される特定総合品質の R 値 50 に相当する MOS 値は、同勧告によればおよそ 2.6 となる。モバイル網固定電話については、これらの中間的な値 3.1 を基準と採用するのが妥当と考えられる。

（ウ）遅延

遅延については、ワイヤレス固定電話および特定総合品質においても基準とされている 400ms を下回らないことを原則とすることが適当である。

⑧ 方向性（柔軟性を持った規定の在り方）

- モバイル網固定電話の品質について、POLQA と遅延の各々の基準値を定めつつも、同電話サービスが多様な手法により提供されうることを考慮すると、総合品質の規定ぶりに柔軟性を持たせることは、ユニバーサルサービスの要件（低廉性、利用可能性）から見て好ましいと考えられる。
- 例えば、遅延について、通話品質（POLQA） を向上させる技術が採用されている場合に基準値を緩和することは、総合的な品質の水準は保ちつつ、サービス提供方法の選択肢を拡大することに資すると考えられる。
- 以上の考え方や現行サービスにおける品質の状況も踏まえ、モバイル網固定電話の総合品質としては、モバイル網固定電話端末同士の通話において、POLQA 3.1 以上かつ遅延 400ms 未満（ともに 95%値）を原則としつつ、POLQA 3.6 以上を満たす場合、遅延を 500ms 未満（ともに 95%値）まで許容することとし、これらを満たす基準を定めて総務省に届けるとともに、品質の継続的な確保の観点から、実効上の値について総務省に報告することが適当である。
- なお、事業者においては、品質に関する利用者の意見やニーズも踏まえながら、VoLTE などの品質の安定化に資する技術を積極的に採用するよう努めるとともに、技術進展の機会をとらえ、さらなる品質向上に引き続き努めることが適当である。

（3）通信品質（接続品質等）

① 論点

電話に関する品質規定としては、総合品質の他に、通話品質、接続品質、ネットワーク品質及び安定品質に係る規律がある。

NTT ドコモ、KDDI 及びソフトバンクが提供するモバイル網を活用した固定電話サービスについては、固定電話網および携帯電話網において、それぞれに定められた規律が適用され、技術基準適合に係る自己確認が行われている。

これらを踏まえ、ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話の通話品質、接続品質、ネットワーク品質及び安定品質について、どのような基準とすべきか。

② 構成員からの意見

（事業者）

- 通話品質、接続品質、ネットワーク品質及び安定品質について、現在提供しているサービスと同等の品質までとすることを要望。

③ 方向性

呼を疎通する端末設備一局舎間での音量の減衰に係る品質である通話品質は、IP 網に適用されるものではなく、規定は不要と考えられる。

呼の疎通のしやすさに係る接続品質については、音声電話役務を供する電気通信設備にすべて同様の基準が課されていることから、モバイル網固定電話が既存の電話設備を利用することを前提とすれば、規定を設ける必要はない。

UNI～UNI 及び UNI～NNI の品質の規定をしているネットワーク品質についても、既存の電話設備の利用を前提として、規定を設ける必要はない。

音声伝送路役務の安定性に係る安定品質については、現在提供されているサービスの受容状況を踏まえるとアナログ電話相当の品質を必ずしもすべての面において求められてはいないと考えられることや、携帯電話網では規定されていないことも踏まえれば、規定を設ける必要はない。

以上のように、既存の設備規律との重複を避けつつ、端末設備同士間での音声伝送に係る品質である総合品質の規定を中心として品質を担保していくことが適当である。

（4）緊急通報における機能

① 論点

現在提供されているモバイル網を活用した固定電話は、音声伝送携帯電話番号で緊急通報の発着信が行われており、携帯電話と同様に、GPS・基地局の位置情報を通知している。携帯電話においては、緊急通報受理機関から通報者への呼び返しが

つながりやすくなるための5つの機能のうち一部機能を除き実装されており、モバイル網を活用した固定電話においてもこれらの機能が利用できる。

他方で、既にユニバーサルサービスとして位置付けられているワイヤレス固定電話では、固定電話番号で緊急通報の発着信が行われており、メタル固定電話と同様に、住所等の加入者情報を通知している。

情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申（令和7年2月）では「普及段階において確実に当該機能（住所、0ABJ 番号、氏名の通知）の実装が実現されるよう、検討を進めることが適当」とされているところ、緊急通報の機能の実装をどのように考えていくべきか。

② 構成員からの意見

（事業者）

- 位置情報通知をワイヤレス固定電話と同様にするためには、相当の追加投資と開発期間を要する。
- 携帯電話相当を要望。

（有識者）

- 緊急通報受理機関によると、高層マンションにおける階情報などが緊急駆けつけ時に重要であるとのこと。モバイル網固定電話において、緊急通報を 0ABJ 番号で行い、住所情報を通知しようとする場合、そのための開発費用と期間、サービス価格への転嫁を見込んだ数値等も含めて考慮すべきではないか。

③ 関係省庁からの主な意見

- 現行の携帯電話において提供される位置情報では、建物の階数が特定できないといった課題があることから、緊急通報受理機関が緊急通報を受けた際に確実に現場を特定して到着するために、固定電話と同様に氏名や住所等の加入者情報が引き続き提供されることが重要。短期的には技術的、改修費用的に自動で緊急通報受理機関に契約者の氏名や住所等を通知することが難しいのであれば、通信事業者の協力を得て代替手段を用意することが必要。
- 携帯電話からの通報が多数を占めることに鑑みれば、モバイル網固定電話だけでなく携帯電話全体で、緊急通報時にこれらの加入者情報が提供されるべき。
- モバイル網固定電話は従来の固定電話とは異なり、携帯電話番号での通報となることを利用者に認識していただくことが必要。また、緊急通報受理機関に通知されるのは契約者の住所ではなく誤差も含めた GPS 情報となり、通報者の位置の精度が低下するおそれがあるため、通報者が緊急通報受理機関に住所等を伝達する必要があることを認識していただくことが必要。
- 可能な限り、緊急通報受理機関からのコールバックに「通報者とつながりやすくなる 5 機能」相当の手段を具備することが重要。

④　方向性

現在提供しているモバイル網を活用した固定電話について、ワイヤレス固定電話と同様の緊急通報機能を実装するための改修を行う場合、要件の検討や機能の開発、実装のために、相当程度の費用・期間がかかることが想定される。また、固定電話網のうち緊急通報受理機関との接続を現在行っていないエリアについては、新たな接続のための設備改修等を要するとの指摘もある。

そのため、ワイヤレス固定電話と同様の緊急通報機能を求めることとする場合、追加開発コストが利用料金に転嫁されることでユニバーサルサービスの要件としての「低廉性」に影響する可能性があり、また、利用できるようになるまでに相応の期間が必要となる可能性がある。

今後については、緊急通報受理機関の意見も勘案し、普及見込みも見据えながら、短期・中長期に分けて方針を検討することが適当である。具体的には、

- 短期的には、モバイル網固定電話をメタル固定電話の代替として活用するケースが光回線の未整備エリアなど限定的であることや、ユニバーサルサービスとしての「低廉性」や「利用可能性」も考慮し、現行サービスの仕様（音声伝送携帯電話番号による緊急通報や GPS・基地局の位置情報の通知）での早期のサービス提供を可能とする
- 中長期的には、コスト面・制度面等の課題や技術動向も踏まえつつ、より精度の高い位置情報やその他に提供すべき情報についての検討を進め、事業者においても実装に向けた継続的な検討を求める。その中で、住所情報、通報者が使用する 0ABJ 番号及び氏名の通知についても、モバイル網固定電話の普及段階に確実に実現するように検討する

こととする。また、中長期的な検討に当たっては、携帯電話による緊急通報が大半を占める状況に鑑み、モバイル網固定電話のみに検討のスコープを限定せず議論することが適当である。

あわせて、事業者がユーザへの周知を徹底するなどにより、モバイル網固定電話の緊急通報の機能や電話番号の扱いについてユーザが適切な認識を持ち、緊急通報を円滑に行えるように取り組むことが重要であり、そのための具体的な方策も検討すべきである。

（5）損壊・故障対策等の設備規律

①　論点

現在提供されているモバイル網を活用した固定電話は、固定電話網と携帯電話網を活用した転送電話役務として位置付けられている。現行の損壊・故障対策等に係る設備規律には、転送電話役務を一体的に捉えたものはなく、固定電話網や携帯電話網といった各区間の設備ごとに、それぞれ規律が適用されている。なお、基本機能のファクシミリについては各社のサービスで既に実装されている。

ユニバーサルサービスとしてモバイル網固定電話を位置付けるに当たって、モバイル網固定電話の提供に使用される設備について、どのように設備規律（事業用電気通信設備規則）の適用を考えるべきか。

② 構成員からの意見

（事業者）

- 現行サービスの要件を踏まえた技術基準を要望。

③ 方向性

既存の設備を組み合わせて提供されるモバイル網固定電話について、その設備について一体的に捉えて新たに損壊・故障対策等に係る規律を課すまでの必要はなく、現行どおり、固定電話網や携帯電話網といった各区間の設備ごとにそれぞれ規律がかかることとする方向が適当である。

基本機能のファクシミリについては、現行サービスで既に実装されており、他の固定電話サービスと同様、ファクシミリによる正常な送受信が行えることを規定する方向が適当である。

表 1 各電話サービスに係る設備規律

<table>
<tr><th>種別</th><th>0AB-J
IP電話</th><th>ワイヤレス
固定電話</th><th>携帯電話・
PHS用設備</th><th>050IP
電話用設備</th><th>モバイル網固定電話
（電話転送役務）</th></tr>
<tr><td>損壊・故障対策</td><td colspan="3">○予備機器 ○防護措置
○異常ふくそう対策 ○耐震対策
○停電対策 ○大規模災害対策 等</td><td>○大規模災害対策
○異常ふくそう対策
○防護措置 等</td><td rowspan="2">・電話転送自体の設備規律はない

・固定電話網や携帯電話網を使う場合
○品質基準○損壊・故障対策 等

※既存のモバイル網固定電話サービス
携帯電話区間と0ABJ区間のほかIP電話
区間等の他役務の設備が混在する場合がある。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">［通信の秘密］
○通信内容の秘匿措置 ○蓄積情報保護
［他者設備の損傷防止］
○損傷防止 ○機能障害の防止
○漏えい対策 ○保安装置 ○異常ふくそう対策
［責任の分界］
○分界点 ○機能確認</td></tr>
</table>

2.3 モバイル網固定電話に係る電気通信番号制度

電気通信番号制度についても、新たにユニバーサルサービスとしてモバイル網固定電話が位置付けられた場合の電話転送役務の提供に係る要件について、取扱いを検討する必要があり、作業班と合同開催する形で電気通信番号政策委員会を開催し、検討を行った。

① 論点

現在携帯電話事業者により提供されているモバイル網を活用した固定電話は、固定電話番号を使用した電話転送役務（転送区間に携帯電話網を活用）の提供に該当することから、他の電話転送役務と同様に固定端末系伝送路設備の一端を番号区画内に設置することが要件とされている。

モバイル網固定電話をユニバーサルサービスとして位置付ける際には、本要件をどのように適用することが適当か。

② 事業者及び構成員からの意見

（事業者）

- 「番号区画内への固定端末系伝送路設備の一端の設置」の要件を撤廃することで、モバイル網を活用した固定電話のエリアをモバイルエリア相当まで拡大できる可能性が生じ、より円滑かつ効率的なユニバーサルサービスの提供につながると考える。
- モバイル網固定電話を電話転送役務から区別してユニバーサルサービスとして位置付ける際には、「番号区画内への固定端末系伝送路設備の一端の設置」を要件とせず、サービス利用場所に対応した 0ABJ 番号の使用を可能とする検討を要望。
- 転送電話方式では、サービス提供するお客様と同一番号区域内の NW 局舎内に回線及び端末設備(EGW)を設置する事が必須となっているが、これが負担となっており、将来的にモバイル網固定電話のサービス維持が困難になる事も想定されるため、設置不要とする等の緩和措置を要望。
- 固定端末系伝送路設備の設置に係る見直しは、固定電話番号を利用した電話転送役務において、固定電話番号の容易な入手、特殊詐欺等の悪用に影響に繋がる可能性があることから、見直し（緩和）は慎重に進めるべき。

（構成員）

- ユニバーサルサービスの観点から、固定伝送路設備の末端を番号区画に置く基準は緩和して良いのではないか。ただし、安価な転送電話サービスについては緩和しない方向が望ましいのではないか。

③ 方向性

既にユニバーサルサービスに位置付けられているワイヤレス固定電話は、ユニバーサルサービスの効率的な提供と固定電話番号の地理的識別性の確保のバランスを図

るため、固定端末系伝送路設備の一端の番号区画内への設置を要件とせず、契約時に番号区画内に利用者の端末設備等が存在することを確認するとともに、番号区画外の電気通信番号が利用者の端末設備等で利用されず、かつ、番号区画外で利用者の端末設備等が利用されないための技術的措置を講ずることとしている。

今般、ユニバーサルサービスとして位置付けられるモバイル網固定電話についても、ユニバーサルサービスの低廉性及び利用可能性を担保し、その効率的な提供を確保するため、電気通信番号計画に固定電話番号を使用した通常の役務とは別に位置付け直すことが適当である。その上で、提供エリア拡大のために新たに多大な費用を要すると見込まれる固定端末系伝送路設備の一端の番号区画内への設置は要件とせず、

- 契約時に番号区画内に利用者の端末設備等が存在することの確認
- 番号区画外の電気通信番号が利用者の端末設備等で利用されないための技術的措置（当該端末設備等において、番号区画外の SIM カードが利用されないための認証による制御や、物理的に SIM カードの差し替えを行えないようにするなどその他これらに類する措置）
- 番号区画外で利用者の端末設備等が利用されないための技術的措置（GPS 及び基地局による位置測位その他これに類する措置）

を講ずることを要件とすることが適当である。また、当該サービスを提供する事業者は、提供エリアの拡大のための費用削減が可能となることを踏まえたユニバーサルサービスの効率的な提供を行うことが適当である。

なお、転送電話役務として転送にモバイル網を用いるものであっても、ユニバーサルサービスに位置付けられないものや、転送にモバイル網を用いていない MNO 各社の光 IP 電話サービスにおいて提供されている着信転送サービス等があれば、引き続き、他の転送電話役務と同様の位置付けとして検討を進めることが適当である。この際、固定端末系伝送路設備の一端を番号区画内に設置する要件は、引き続き維持されることとなる。

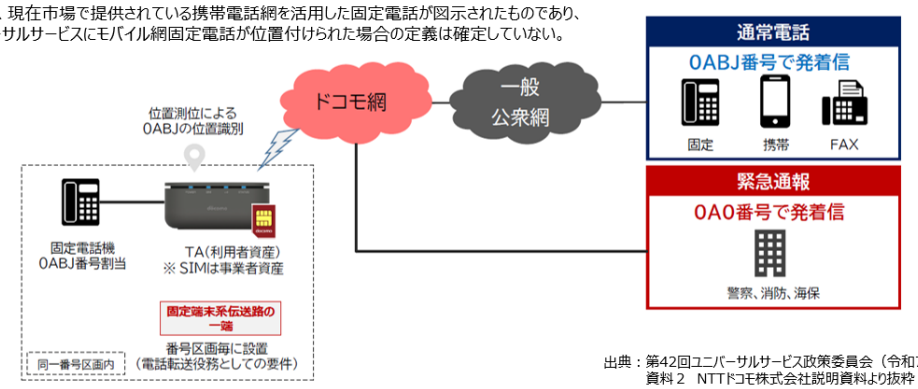
ユニバーサルサービス制度の見直し（モバイル網固定電話）

- ユニバーサルサービスの確保の在り方については、情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申（令和7年2月3日）において、NTT東日本・西日本のメタル回線設備の縮退も見据え、電話が全国あまねく利用できる環境を効率的に確保するため、
  - **既存の携帯電話網を活用した固定電話（モバイル網固定電話）をユニバーサルサービスに追加**する
  - これにより、**固定電話の提供者に携帯電話事業者も加わり、複数事業者が連携した効率的なエリアカバーが可能となる**ため、**電話のあまねく提供責務（他事業者の提供地域でも提供責務を負う）は、最終保障提供責務に見直す**

  等を内容とする提言がなされた。
- この最終答申を踏まえ、令和7年に電気通信事業法（昭和59年法律第86号）が改正されたところ、現在、ユニバーサルサービス政策委員会において、改正後のユニバーサルサービス制度の施行に向けた検討が進められている。
- この令和7年法改正の内容と整合を図り、着実に執行するため、**電気通信番号制度についても、新たにユニバーサルサービスとしてモバイル網固定電話が位置付けられた場合の取扱いを検討する必要**がある。

＜現在提供されている携帯電話網を活用した固定電話のイメージ＞

注：あくまで、現在市場で提供されている携帯電話網を活用した固定電話が図示されたものであり、ユニバーサルサービスにモバイル網固定電話が位置付けられた場合の定義は確定していない。



出典：第42回ユニバーサルサービス政策委員会（令和7年8月7日）資料２　NTTドコモ株式会社説明資料より抜粋

図 ６　モバイル網固定電話と電気通信番号制度の関係①

モバイル網固定電話と電気通信番号制度の関係

- 通常の固定電話番号を使用した役務では、固定電話番号により固定端末系伝送路設備を識別することとされている。
- これに対し、携帯電話網を活用する固定電話として、既にユニバーサルサービスとして位置付けられた**ワイヤレス固定電話は、固定電話番号により当該役務を識別する**ものとして、通常の固定電話番号を使用した役務とは別に位置付けられている。この際、**契約時に番号区画内に利用者の端末設備が存在することを確認し、番号区画外の電気通信番号が利用されないための技術的措置を講ずる**ことをもって、**固定電話番号の地理的識別性を担保する**こととされている。
- ワイヤレス網固定電話と同じく携帯電話網を活用する**モバイル網固定電話は**、現在、**固定電話番号を使用した電話転送役務**（転送区間に携帯電話網を活用）の提供に該当することから、他の電話転送役務と同様に、**電話転送役務の提供に係る条件確保の観点から、固定端末系伝送路設備の一端を番号区画内に設置することが要件**とされている。
- これに関し、第42回ユニバーサルサービス政策委員会（令和7年8月7日）において、NTTドコモから、
  - モバイル網固定電話をユニバーサルサービスとして位置付ける際には、**ワイヤレス固定電話と同様※に、「固定端末系伝送路設備の一端を番号区画内に設置すること」を要件とせず、サービス利用場所に対応した固定電話番号の使用を可能とする検討をして欲しい**

  旨の意見が表明されたところ。

※ ワイヤレス固定電話自体は電話転送役務ではなく、ワイヤレス固定電話を使用して別に電話転送役務を提供しない限り、固定端末系伝送路設備の一端を番号区画内に設置することは不要

＜電気通信番号計画の主な規定＞

		通常の固定電話番号を使用した役務	ワイヤレス固定電話
固定電話番号で識別する対象		**固定端末系伝送路設備** 当該設備に接続される利用者の端末設備等	**ワイヤレス固定電話の役務** 当該役務に係る利用者の端末設備等
番号指定対象事業者		**電気通信事業者**	**適格電気通信事業者**
番号の使用に関する条件	**設置すべき設備**	固定端末系伝送路設備に直接接続する**交換設備**等	ワイヤレス固定電話役務提供のための **番号変換等を行う機能を持つ設備**
	番号区画との対応	**UNIが番号区画内に存在**する	**契約時に**番号区画内に利用者の**端末設備が存在することを確認**する
	共通条件	・**緊急通報**が可能であること ・**番号ポータビリティ**が可能であること ・**電話転送役務**の提供に係る条件の確保（番号区画内の利用者の拠点に固定端末系伝送路設備の一端があることの確認等） ・**品質**に関する基準（自己確認を実施） ・**地理的識別性**の確保（技術的措置）　ほか	

図 7 モバイル網固定電話と電気通信番号制度の関係②

第3章 今後の対応

従来からのメタル固定電話の設備が早晩維持限界を迎え、その縮退が予定されていることなどから、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申において、モバイル網固定電話を新たにユニバーサルサービスに位置付けることが適当とされた。本報告は、この最終答申を踏まえ、モバイル網固定電話に求められる技術的条件と電気通信番号制度における電話転送役務の提供に係る要件について整理を行ったものである。

このうち、技術的条件については、低廉な固定的電話サービスとして、モバイル網を活用した固定電話がすでにサービス提供されている点も踏まえ、不可欠性、低廉性、利用可能性に沿った方向性が示されている一方で、緊急通話における機能など、さらなる検討の必要性も示されていることから、今後も議論を継続していくことが重要である。

電気通信番号制度における電話転送役務の提供に係る要件については、ユニバーサルサービスの低廉性及び利用可能性を担保し、その効率的な提供を確保するため、提供エリア拡大のために新たに多大な費用を要すると見込まれる固定端末系伝送路設備の一端の番号区画内への設置は要件としない方向としており、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者は、これを踏まえたユニバーサルサービスの効率的な提供を行うことが求められる。

[参考]電気通信設備に関する現行制度等

(1)事業用電気通信設備の技術基準

電気通信事業法(以下「法」という。)では、電気通信サービスを提供する上での基盤となる電気通信設備について、サービス中断等の事故が発生した場合、国民生活や社会経済活動に深刻な影響を与えかねないため、電気通信サービスが安定的に提供される環境を確保するため、その電気通信事業の用に供する電気通信設備(以下「事業用電気通信設備」という。)や端末設備又は自営電気通信設備(以下「端末設備等」という。)について安全・信頼性を確保するための制度を設けている。

法及び関係省令・告示に基づくこれらの制度の概略については、以下のとおりである。



図 8 電気通信設備の安全・信頼性の確保に関する制度

電気通信回線設備を設置する電気通信事業者、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者及び総務大臣から指定された電気通信事業者[1]は、事業用電気通信設備を総務省令で定める技術基準[2]に適合するように維持しなければならない。[法第 41 条]

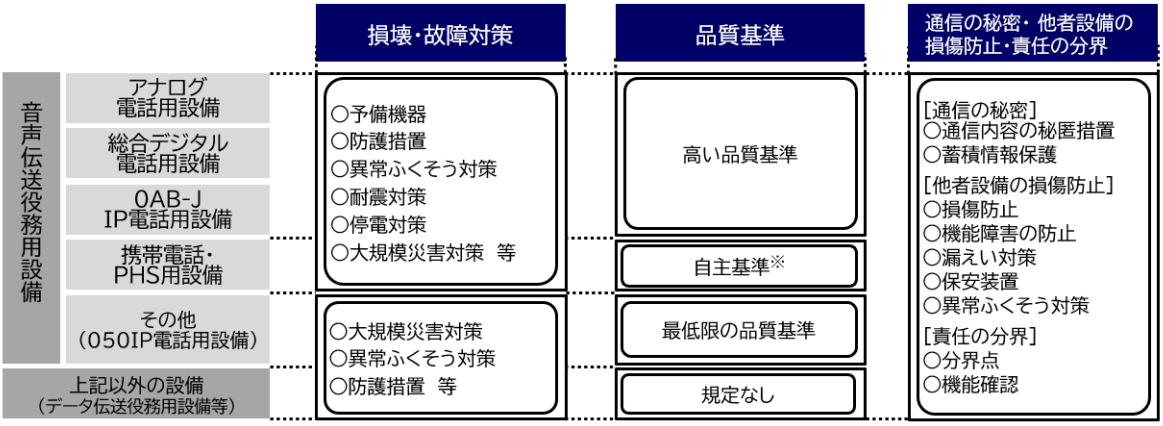
当該電気通信事業者は、事業用電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該電気通信設備が技術基準に適合することを自ら確認し、当該電気通信設備の使用開始前に、その結果を総務大臣に届け出なければならないこととされており、その届出書類の内容は電気通信事業法施行規則に規定している。[法第 42 条]

---

[1] 有料で利用者 100 万人以上のサービスを提供する電気通信事業者を、電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として総務大臣が指定。現在、(株)インターネットイニシアティブ、ビッグローブ(株)、ニフティ(株)、GMO インターネットグループ(株)の4社が指定されている。

[2] ①電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること、②電気通信役務の品質が適正であるようにすること、③通信の秘密が侵されないようにすること、④利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること、⑤他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること、が確保されるものとされ、詳細は事業用電気通信設備規則(総務省令)に規定。

電気通信役務の種類に応じた事業用電気通信設備の技術基準



※ 携帯電話の品質基準は、電波の伝搬状態に応じて通話品質が影響を受けることを考慮し、基準を一律に定めるのではなく、自主基準としている。

図 9　事業用電気通信設備の技術基準の概要

表 2　事業用電気通信設備の技術基準
（音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備）

規定項目（事業用電気通信設備規則において該当する条を記載）		アナログ電話	メタルIP電話	0AB-J IP電話	携帯電話・PHS	ワイヤレス固定電話
損壊・故障対策	・予備機器の設置、停電対策、大規模災害対策等（第4条～第16条）	○	○	○	○	○
秘密保持	・通信内容の秘匿措置、蓄積情報保護　（第17条、第18条）	○	○	○	○	○
損傷・機能障害防止	・損傷防止、機能障害の防止、漏えい対策、保安装置の設置等（第19条～第22条）	○	○	○	○	○
責任分界	・分界点の明確化、機能確認　（第23条、第24条）	○	○	○	○	○
電源供給	・端末設備等を接続する点において、通信用電源を供給すること（第27条）	○	○	–	–	○ ※2
信号極性	・端末設備等を接続する点において、供給する電源の極性を、一方を地気、他方を負極性とすること（第28条）	○	○	–	–	○
監視信号受信条件	・端末設備等を接続する点において、当該端末設備等が送出する監視信号（発呼信号、端末応答信号、切断信号、終話信号）を受信し、かつ、認識できること（第29条）	○	○	–	–	○
選択信号受信条件	・端末設備等を接続する点において、当該端末設備等が送出する選択信号（一〇パルス毎秒方式のダイヤルパルス信号、二〇パルス毎秒方式のダイヤルパルス信号又は押しボタンダイヤル信号）のうち、少なくともいずれか一つを受信し、かつ、認識できること（第30条）	○	○ ※1	–	–	○
監視信号送出条件	・端末設備等を接続する点において、監視信号（応答信号、呼出信号）を送出すること（第31条）	○	○	–	–	○
その他の信号送出条件	・可聴音又は音声により事業用電気通信設備の状態を発信側の端末設備等に対して通知すること（第32条）	○	○	–	–	○
可聴音送出条件	・端末設備等を接続する点において発信音、呼出音、話中音を送出するときは、特定の条件により送出すること（第33条）	○	○	–	–	○
基本機能（ファクシミリ以外）	・発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に通知すること ・電気通信番号を認識すること ・着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に通知すること。 ・通信の終了を認識すること（第35条の3等）	–	○ ※3	○	○	○
基本機能（ファクシミリ）	・ファクシミリによる送受信が正常に行えること（第33条の2、第35条の3等）	– ※4	○	○	-	○

※1 アクセス回線がアナログ電話回線の場合　※2 TAへの給電が維持されている場合　※3 アクセス回線がISDN音声回線の場合　※4 アナログ電話にはファクシミリに係る規定がないが、ファクシミリによる送受信は可能。

表 3 事業用電気通信設備の技術基準
（音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備）

規定項目（事業用電気通信設備規則において該当する条を記載）		アナログ電話	メタルIP電話	0AB-J IP電話	携帯電話・PHS	ワイヤレス固定電話
通話品質	・呼を疎通する端末設備－局舎間での音量の減衰に係る品質（第34条等）	・送話ラウドネス定格 15dB以下 ・受話ラウドネス定格 6dB以下	・送話ラウドネス定格 15dB以下 ・受話ラウドネス定格 6dB以下	－	・基準を自ら定め維持	－
接続品質	・呼の疎通しやすさに係る品質（第35条等）	・自動接続遅延時間が3秒以上となる確率0．01以下 ・呼損率0．15以下（国際電話発信は0．1以下、国際電話着信は0．11以下） ・接続遅延30秒以下	・自動接続遅延時間が3秒以上となる確率0．01以下 ・呼損率0．15以下（国際電話発信は0．1以下、国際電話着信は0．11以下） ・接続遅延30秒以下	・自動接続遅延時間が3秒以上となる確率0．01以下 ・呼損率0．15以下（国際電話発信は0．1以下、国際電話着信は0．11以下） ・接続遅延30秒以下	・自動接続遅延時間が3秒以上となる確率0．01以下 ・呼損率0．15以下（国際電話発信は0．1以下、国際電話着信は0．11以下） ・接続遅延30秒以下	・自動接続遅延時間が3秒以上となる確率0．01以下 ・呼損率0．15以下（国際電話発信は0．1以下、国際電話着信は0．11以下） ・接続遅延30秒以下
総合品質	・呼を疎通する端末設備同士間での音声伝送に係る品質（第35条の2等）	－	・平均遅延150ミリ秒未満（95%値）	・平均遅延150ミリ秒未満（95%値）	・基準を自ら定め維持	・平均遅延400ミリ秒未満（95%値） ・平均遅延350ミリ秒未満（平均値） ・POLQA値3.6超（95%値）
NW品質	・呼を疎通するIPネットワーク部分に係る品質（第35条の2の2等）	－	・UNI－UNI間：（95%値） 平均遅延70ミリ秒以下 揺らぎ20ミリ秒以下 パケット損失率0.5%未満 ・UNI－NNI間：（95%値） 平均遅延50ミリ秒以下 揺らぎ10ミリ秒以下 パケット損失率0.25%未満	・UNI－UNI間：（95%値） 平均遅延70ミリ秒以下 揺らぎ20ミリ秒以下 パケット損失率0.5%未満 ・UNI－NNI間：（95%値） 平均遅延50ミリ秒以下 揺らぎ10ミリ秒以下 パケット損失率0.25%未満	－	－
安定品質	・呼の疎通の安定性に係る品質（第35条の2の3等）	－ ※5	・アナログ電話と同等の安定性	・アナログ電話と同等の安定性	－	・アナログ電話と同等の安定性
緊急通報	・緊急通報を、管轄する受理機関に接続すること ・位置情報等を受理機関に送信する機能を有すること ・回線保留または呼び返し若しくはこれに準ずる機能を有すること（第35条の2の4等）	○	○ 呼び返しは通報者と繋がりやすくする5機能具備	○ 呼び返しは通報者と繋がりやすくする5機能具備（※6）	○ 基地局設置場所により適当な警察機関等に接続	○ 呼び返しは通報者と繋がりやすくする5機能具備
災害時優先通信	・災害時優先通信を優先的に取り扱うことができること（第35条の2の5等）	○	○	○	○	○
発信者番号偽装防止	・利用者に付与した電気通信番号と異なる電気通信番号を送信することがないよう必要な措置を講じること（第35条の2の6等）	○	○	○	○	○

※5 アナログ電話には安定品質の規定がないが、十分な安定性あり。
※6 PSTN網（公衆交換電話網）を介するものを除く

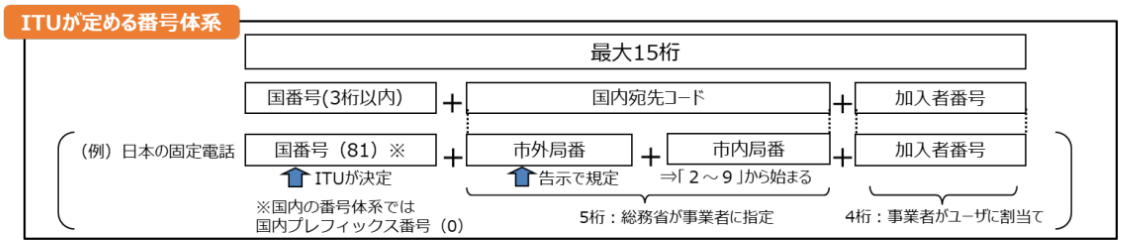
表 4 事業用電気通信設備の技術基準（緊急通報）

規定項目（事業用電気通信設備規則（省令）、事業用電気通信設備規則の細目を定める件（告示）において該当する条を記載）			0ABJ-IP電話	ワイヤレス固定電話	携帯電話	現行のモバイル網を活用した固定電話（※1）
コールバック5機能（省令）	1XY番号通知機能	緊急通報を発信した端末設備等に当該緊急通報に係る電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号を送信する機能（省令第三十五条の二の四等 第四号イ）	○	○	- （※2）	携帯電話と同様
	転送解除	緊急通報を発信した端末設備等が、当該端末設備等に係る着信を他の端末設備等に転送する機能を有する場合にあっては、当該機能を解除する機能（省令第三十五条の二の四等 第四号ロ）	○	○	- （※2）	
	着信拒否解除機能	緊急通報を発信した端末設備等が、特定の電気通信番号を有する端末設備等からの着信を拒否する機能を有する場合にあっては、当該機能を解除する機能（省令第三十五条の二の四等 第四号ハ）	○	○	- （※2）	
	第三者発着信制限機能	緊急通報を発信した端末設備等からの発信（緊急通報に係るものを除く。）及び当該端末設備等への着信（呼び返しに係るものを除く。）を当該端末設備等からの当該緊急通報に係る終話信号の送出後一定の時間制限する機能（省令第三十五条の二の四等 第四号ニ）	○	○	× （技術的に実装困難）	
	災害時優先接続機能	呼び返しに係る通信を第三十五条の二の五等に規定する災害時優先通信として取り扱う機能（省令第三十五条の二の四等 第四号ホ）	○	○	- （※2）	
緊急通報で発信する情報（告示）	通報者の電話番号	緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号（告示第四条一項一号等）	○	○ （0ABJ）	○ （0A0）	
	住所	発信に係る住所（告示第四条一項二号等）	○	○	-	
	契約者名	当該設備を用いた役務の契約者名（告示第四条一項三号等）	○	○	-	
	位置情報（緯度・経度、精度情報）	発信に係る位置情報又は発信を受けた基地局に係る位置情報（緯度、経度及び精度情報）（告示第四条二項三号ロ等）	-	-	○ （※3）	

※1 NTTドコモ「homeでんわ」、KDDI「ホームプラス電話」、ソフトバンク「おうちのでんわ」
※2 省令での規定はないものの※1の事業者では実装されている
※3 セル測位、もしくはGPS測位

（2）電気通信番号制度

電気通信番号は、ITU（国際電気通信連合）が定める国際的なルールにより桁数等の制約がある有限希少な資源であり、各国が配分や使用の手続を定めている。我が国においては、総務省が電気通信番号を管理しており、必要に応じて、事業者に電気通信番号を指定している。



国内の番号体系

主な電気通信番号（利用者設備識別番号※）の種別		桁数													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
固定電話番号	0AB～J番号	0	A	B	C	D	E	F	G	H	J				
付加的役務電話番号 →着信課金サービス（0120）等	0AB0番号	0	1	2	0	D	E	F	G	H	J				
データ伝送携帯電話番号 （0200(14桁)/020C(11桁)）	0A0番号	0	2	0	0	D	E	F	G	H	J	K	L	M	N
		0	2	0	C	D	E	F	G	H	J	K			
音声伝送携帯電話番号(090/080/070/060)		0	9	0	C	D	E	F	G	H	J	K			
特定ＩＰ電話番号（050）		0	5	0	C	D	E	F	G	H	J	K			

※ 利用者設備識別番号とは、利用者の端末設備を識別するために使用する電気通信番号（電気通信事業法第50条第2項第1号イ）。
利用者設備識別番号以外の電気通信番号（同号ロ）として、事業者設備等識別番号（事業者設備識別番号（00XY）や緊急通報番号（110/118/119）、付加的役務識別番号（1XY（消費者ホットライン（188）、児童相談所全国共通ダイヤル（189）等））等）を規定している。

図 10 電気通信番号の体系

現行の電気通信番号制度では、令和元年に施行された電気通信事業法の改正により、電気通信番号を使用して電気通信役務を提供する全ての事業者は、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けることが義務付けられている。

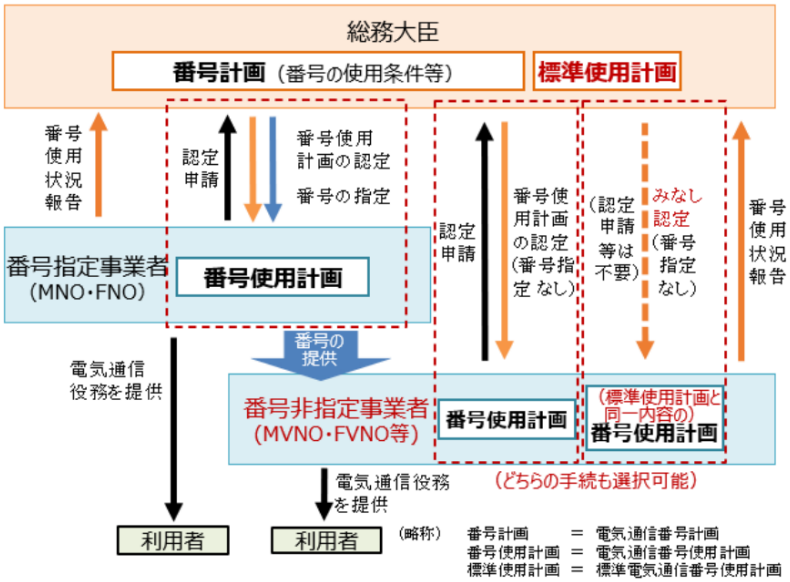


図 11 電気通信番号制度における手続きのイメージ

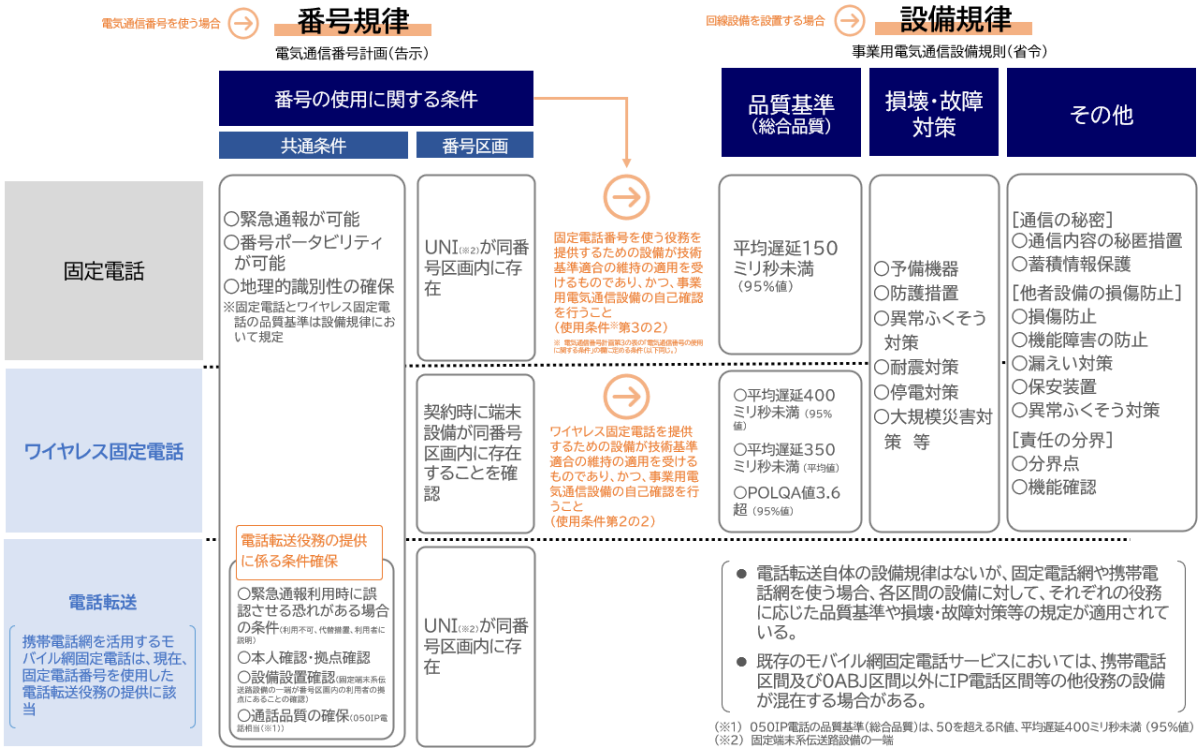


図 12 ワイヤレス固定電話・モバイル網固定電話に係る現行規定の概要

別表1　モバイル網固定電話作業班　構成員

情報通信審議会 情報通信技術分科会
IP ネットワーク設備委員会 モバイル網固定電話作業班 構成員

（令和8年4月1日時点　敬称略　五十音順）

	氏　名	主要現職
主任	矢守　恭子	朝日大学　経営学部　経営学科　教授
主任代理	朝枝　仁	国立研究開発法人情報通信研究機構 ネットワーク研究所　副研究所長
	白木　功一	NTT 株式会社　技術企画部門　ビジネスプロセス戦略担当
	武澤　治	NTT 西日本株式会社　設備本部　ネットワークデザイン部 ネットワーク高度化部門　担当課長
	地崎　彬	楽天モバイル株式会社　渉外本部　渉外戦略室　室長
	長谷部　未来	NTT 東日本株式会社　ネットワーク事業推進本部 設備企画部　コミュニケーションサービスクリエイトセンタ CS 推進部門　CS 技術担当　担当課長
	藤井　威生	電気通信大学　先端ワイヤレス・コミュニケーション 研究センター　教授
	藤本　正樹	株式会社 NTT ドコモ　ネットワーク部技術企画　担当部長
	前野　貢士	KDDI 株式会社　コア技術統括本部　技術企画本部 技術企画部
	村岡　大輔	ソフトバンク株式会社　技術企画管理本部　技術渉外部 制度企画推進課　課長
	横谷　温子	一般社団法人情報通信技術委員会　担当部長（標準化業務）

別表２　電気通信番号政策委員会 構成員

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信番号政策委員会 構成員
（令和８年４月１日時点　敬称略・五十音順）

	氏名	主要現職
主査 専門委員	相田（あいだ）　仁（ひとし）	東京大学　特命教授
委員	石井（いしい）　夏生利（かおり）	中央大学　国際情報学部　教授
主査代理 委員	藤井（ふじい）　威生（たけお）	電気通信大学　先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター　教授
専門委員	大谷（おおたに）　和子（かずこ）	株式会社日本総合研究所　執行役員
専門委員	河村（かわむら）　真紀子（まきこ）	主婦連合会　会長
専門委員	猿渡（さるわたり）　俊介（しゅんすけ）	大阪大学　大学院　情報科学研究科　教授
専門委員	森（もり）　亮二（りょうじ）	英知法律事務所　弁護士
専門委員	矢入（やいり）　郁子（いくこ）	上智大学　理工学部　情報理工学科　教授
専門委員	山下（やました）　東子（はるこ）	大東文化大学　経済学部　特任教授